

住民票等郵便申請書

【ア】

取手市長宛

年 月 日

申請者	住所			
	フリガナ			
	氏名	※スタンプ・印刷の場合は押印してください。		
	生年月日	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	日中の連絡先 電話番号	

本人確認書類の写しが必要です ▶ マイナンバーカード 運転免許証 健康保険証 その他()

どなたの 証明が 必要ですか	申請者から みた関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> その他() ※同一世帯ではない人が申請する場合は委任状が必要です。		
	フリガナ		生年月日	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日
	氏名	※本人の場合は記入不要。		年 月 日
	住所	茨城県取手市 番地・番		

申請理由	<input type="checkbox"/> 年金申請 <input type="checkbox"/> 保険金請求 <input type="checkbox"/> 職場・学校・()に提出
	<input type="checkbox"/> 相続・相続放棄 [被相続人氏名 申請者からみた関係 提出先]
	<input type="checkbox"/> その他 [] ※その他の理由は詳細に記入してください。不足がある場合には、説明や資料の追加を求めることがあります。

証明書の 種類	▼ 必要な証明書の種類がわかっているときは、必要通数を記入してください。			
	住民票	300円	世帯全部 通	記載を希望する項目を選んでください。 <input type="checkbox"/> 世帯主・続柄 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 住民票コード ※除票は不可 <input type="checkbox"/> マイナンバー(個人番号) ※除票は不可
			世帯の一部(個人) 通	
	除票 (転出・亡くなった人) ※注意事項参照	300円	通	
	不在住証明書	300円	通	(指定の住所が住民票、除票に記載がないことを証明します。)
	合併証明書	無料	通	(平成17年3月28日に取手市と藤代町が合併したことを証明します。)
<input type="checkbox"/> 住居表示 実施証明	無料	通	住居表示の実施などで、住所が変更したことを証明します。変更前・変更後の住所を記入してください。 変更前 [] 変更後 []	
<input type="checkbox"/> 本籍・住所 変更証明 (区画整理など)				
その他		通	証明書の種類 []	

(注意事項) ▼ 住民票コード、マイナンバー(個人番号)の記載がある住民票は、代理人には交付できません。返送先は本人の現住所(住民登録地)です。

▼ 転出した本人以外の方が申請するときは委任状が必要です。

▼ 亡くなった方の除票が必要なときは、使用する手続きの内容などがわかる資料が必要です。詳細は裏面をご覧ください。

請求方法などは裏面をご覧ください。

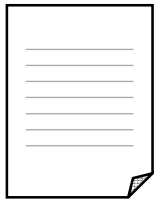
郵便での各種証明書の請求方法

住民票など住所に関する証明書は住所地の市区町村が発行します。
必要書類①から④を住所地の役所へ郵送してください。

郵送での申請は、往復の郵送日数と役所での確認・発行の所要日数がかかります。
期日に余裕をもって申請してください。急ぎの場合は速達料金分の切手を追加してください。

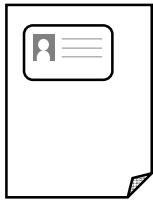
① 申請書

日中連絡の取れる電話番号を忘れずに記載してください。申請内容に不備があるときに、電話連絡します。連絡が取れないと、書類一式をお返すことがあります。



② 本人確認書類のコピー

マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など。氏名と住所が確認できるようにコピーしてください。裏面に記載があれば裏面も必要です。



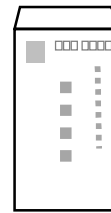
③ 手数料

郵便局で定額小為替証書を購入してください(発行日から6か月以内のもの)。何も記入せずにそのまま同封してください。

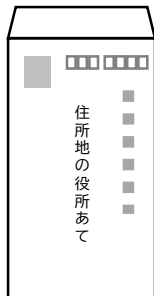


④ 返信用封筒

送付先住所と宛名(申請者氏名)を記入し、切手を貼り付けてください。送付先は申請者の現住所(住民登録地)です。



必要書類を
すべて入れて
ポストに投函



その他の必要書類

上記のほか、追加書類が必要なときがあります。

- ▼代理人による申請…委任者本人が署名した委任状
- ▼親権者による申請…親権者であることがわかる戸籍のコピー
- ▼成年後見人による申請…成年後見の登記事項証明書の写し
- ▼本人以外による除票の申請…委任者本人が署名した委任状
- ▼亡くなった人の除票の申請…下記参照

手数料

住民票…300円
除票…300円
不在住証明書…300円
記載事項証明書…300円
合併証明書…無料
住居表示実施証明…無料
本籍・住所変更証明…無料

上記は取手市の手数料です。
手数料は自治体により異なります。
申請先の市区町村に確認してください。

亡くなった人の除票を申請する

次の書類が必要です。ただし、あくまでも一例であり、申請理由や個別の事情で異なります。

- ▼相続・相続放棄…被相続人の死亡が確認できる戸籍のコピー、相続人であることがわかる戸籍のコピー
- ▼未支給年金の手続き…年金事務所などから送られた手続き案内など申請者が受取人であることがわかる書類のコピー
- ▼死亡保険金の手続き…死亡者の保険金受取人であることがわかる保険証書などのコピー

提出先に事前確認を

どの証明書が必要かは、手続きの内容や提出先の判断で異なります。提出先によく確認してから請求してください。

「除票」とは？

住民登録をしていた人が市外へ転出したり、亡くなることによって除かれた住民票を「除票」といいます。転出の場合は転出先住所と転出年月日、死亡の場合は死亡年月日の記載が含まれます。